

東浦町地域防災計画の修正案要旨

1 市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第 2 条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされています。

本年度の東浦町地域防災計画の修正は、風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画では、主に災害対策基本法等の改正に関する項目及び新型コロナウイルス感染症対策に関する項目について、愛知県地域防災計画の修正を反映しました。

原子力災害対策計画では、原子力災害対策特別措置法の改正に関する項目について、愛知県地域防災計画の修正を反映しました。

2 主な修正事項及び修正箇所

(1) 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

ア 避難勧告・避難指示の一本化等

- ・避難勧告・指示が一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報のあり方が変更になったことによる修正。
- ・1～5の警戒レベルに対応した、「住民がとるべき行動」と「行動を促す情報」の整理があったことによる修正。

(資料 2 風水害 P1、資料 3 地震 P3 他)

イ 広域避難に関する事項

- ・広域避難に係る県及び市町村間の協議の事項及び居住者等の輸送等について、記載を追加。

(資料 2 風水害 P34)

ウ 個別避難計画の作成

- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化したことについて、記載を追加。

(資料 2 風水害 P12、資料 3 地震 P15 他)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

ア 避難所における感染症対策

- ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等の見直しに伴う修正。

(資料 2 風水害 P10、資料 3 地震 P13)

イ 避難所開設・運営訓練の実施

- ・感染症対策を配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施について、記載を追加。

(資料2 風水害 P11、資料3 地震 P14)

ウ パーティション等の備蓄の促進

- ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進について、記載を追加。

(資料2 風水害 P10、資料3 地震 P14)

エ 派遣・応援員等の感染症対策

- ・派遣職員や応援職員の健康管理やマスクの着用等の徹底について、記載を追加。

(資料2 風水害 P23、資料3 地震 P32)

(3) その他最近の国の施策等を踏まえた修正

ア 災害対応業務のデジタル化の推進

- ・大規模広域災害の際に、効率的・効果的な対策を行うため、災害対応業務のデジタル化の促進について、記載を追加。

(資料2 風水害 P1、資料3 地震 P2)

イ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

- ・要配慮者の円滑な避難のため、受入れ対象の検討や福祉避難所へ直接避難することができるよう検討することについて、記載を追加。

(資料2 風水害 P38、資料3 地震 P42)

ウ 流域治水の推進

- ・気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して流域治水を推進することについて、記載を追加。

(資料2 風水害 P3)

エ 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進

- ・防災意識の向上を図るため、正常性バイアス等の必要な知識を住民理解してもらうことについて、記載を追加。

(資料2 風水害 P15、資料3 地震 P19)

3 その他

ア 機構改革による東浦町災害対策本部の編成及び所掌事務等の修正。

(資料2 風水害 P16、資料3 地震 P25)

イ 計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。